

衆議院

農林水産委員会議録 第三号

三号

平成二十九年十一月三十日(木曜日)

午後五時十分開議

出席委員

委員長 伊東 良孝君

理事

伊藤信太郎君 理事

理事

坂本 哲志君 理事

理事

福田 守君 理事

理事

大串 博志君 理事

理事

赤澤 亮正君 理事

稻田 明美君 理事

上杉謙太郎君 理事

加藤 寛治君 理事

木村 次郎君 理事

小寺 厚君 理事

斎藤 谷川 理事

野中 弥一君 理事

古川 康君 理事

宮路 拓馬君 理事

大河原雅子君 理事

亀井亞紀子君 理事

岸本 周平君 理事

緑川 貴士君 理事

金子 恵美君 理事

丸山 穂高君 理事

農林水産大臣 資政官

農林水産大臣政務官 資政官

農林水産省大臣官房総括 資政官

農林水産省大臣官房総括 資政官

農林水産省生産局長 資政官

枝元 真徳君

野中 齋藤

磯崎 健君

陽輔君

厚君

貴昭君

健一郎君

敬悟君

崇君

城井 健一郎君

賢司君

和親君

朝子君

裕君

香織君

明男君

水脈君

俊平君

道孝君

和親君

朝子君

裕彦君

和親君

明男君

和親君

明男君

和親君

明男君

和親君

和親君

和親君

和親君

本日の会議に付した案件

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第八

政府参考人

出頭要求に関する件

政府参考人

が有明海の真の再生の道を探る、これしかないと思つています。なぜ開門しないという判断に至つてしまつたのか、その点に関しての経緯と御判断をお聞かせいただきたいと思います。

○齋藤国務大臣 敬愛する大串委員の御意見、今謹んで拝聴いたしましたが、この諫早湾干拓開門問題につきましては、もう御承知のことと思いますけれども、複数の訴訟が提起をされておりまして、開門と開門禁止といった裁判所の相反する判断が存在する状況と今なつております。

このような硬直した状況を打開し、問題の解決を図つていくために、まず、御指摘ありましたけれども、平成二十二年の開門を命ずる福岡高裁の判決が確定した後、私どもとしては、現場での工事着手を試みるなど開門義務の履行に向けて努力を重ねてまいりましたが、現実に開門をすることは著しく困難な状況であること、それから、同判決が確定した後は、開門しない方向での司法判断が重ねられてきているということがございます。

国といたしましては、各訴訟に適切に対応しつつ、問題の解決に向けて、関係者の皆様の理解と協力が得られるよう、さまざまな機会を捉えて真摯に努力をしてまいりたいと思っております。

○大串(博)委員 今、幾つかの裁判が続いて、開門しないという判決もあつたというふうに言われましたけれども、幾つかの裁判が並行するのをあらゆる意味そのままにしているのは政府ですからね。ある一時期においては、政府は、裁判の成り行きを見るといふ、そういう非常に受動的な態度でさえあつたわけですよ。これが本当に政府がどる、十分享けられると断ぜざるを得ないんですね。だから申し上げているんです。

開門に向けての十分な取り組みをしない中で、苦労されながら農業をやられている姿が目に飛び

基金の話をされました。

有明海の再生をいろいろな面で果たしてほしいという漁業者の皆さんのはいはあります。もちろん、有明海の再生に関する予算面でのケアはしっかりとやつてほしい。これはもともと有明海特措法というのがあって、諫干問題とは別に有明海の再生をしっかりと果たしましょうということで、特別措置法を議員立法でつづつたんです。このもとで、有明海再生の予算も特別に組んできたんです。

そのときに、私は、議員立法をつくることに関与しました。私たちは言いましたよ、これは諫干による原因があるから有明海再生をしなぎやならない、そのための議員立法だということで与党の皆さんと折衝しましたけれども、そのとき与党の皆さんからは、いや、これは諫干の問題とは切り離して、一般的な有明海の問題として、再生の特別措置法としてつづつてくれということだったのです。私は、特措法の中で一般的にずっと措置されています。

どうですか、大臣。有明海再生の基金、予算をつければ、これは解決には絶対なりません。お金の問題じやないんですよ、佐賀の方からすると。かつ、先ほど申しましたように、有明海再生の予算は、特措法の中で一般的にずっと措置されています。これは条件づけするべきものではあります。よつて、基金は解決策にならない。有明海再生の予算の基金は解決策にはならない。

とすると、むしろ、長崎県の農業の皆さんをお支えする、そういう基金案をもつてして、開門に向けて、合わせた努力を私はいま一度すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 今、大串委員からお話をうけた件につきましては、開門を求める原告、弁護団の皆様から、長崎地裁の和解協議におきまして、干拓地及びその周辺の農業者のための基金の造成が提案されているということは承知をいたしておりますけれども、国といたしましては、諫早湾周辺の農業者や地域の方々が抱える不安を払拭するとともに、漁業者の方々の思いである有明海の再生を速やかに進めるためには、開門しないとの方針のもとで、有明海の再生や水産振興に向けた基

込んでまいりました。広大な土地ではありますけれども、いろいろな御苦勞があられると思います。そういう中で、今、農業全体を取り巻く環境も厳しい中でございますので、非常に苦労されている姿がよくわかりました。

そういう意味で見てみると、むしろ農業の皆様をどうお助けしていくのか、支援していくのか、そういう意味での基金をつづつて、農業の皆さんを御支援する基金をつづつた上で、あわせて

開門に向けての道筋をとつていく、これが私は一つのあり得べき姿だと思うんですね。これは、原告団、弁護団の皆さんとも、私もいろいろな意見交換をしています。こういう方法であればという声もあります。

どうですか、大臣。有明海再生のためには、やはり諫早湾干拓を、開門して調査を行う。そのときには、長崎の皆様にも理解をしていただけような、農業とか防災とかそういう面に関して、それこそ基金をつくつてやっていくようなことでもやつていかな

いと、絶対に解決しませんよ。

これは歴代の農水大臣の皆さんにもこの場で私は申し上げてきました。十分な策をとらないというのは、私は不作為の問題になつてくると思われます。

佐賀県側のスタンスは変わりません。先般、佐賀県知事も、記者会見で聞かれて、開門といふスタンスは変わらないという旨を明言しております。

これはぜひ、大臣、解決するとして、開門に向けて、先ほど申しましたような農業基金も含めて別の形をつくつていかなければならぬと改めて申し上げながら、このことは、議論するとしています。

佐賀県側のスタンスは変わらないといふことです。

これはぜひ、大臣、解決するとして、開門に

向けて、先ほど申しましたような農業基金も含めて別の形をつくつていかなければならぬと改めて申し上げながら、このことは、議論するとしています。

佐賀県側のスタンスは変わらないといふことです。

よつて、基金の問題は、それは解決策にはならないんですね。

むしろ、政府が本当に物を解決していくこうとす

るのであれば、やはり私は、開門に向けて、例え

ば、今原告団、弁護団の皆さんからいろいろな案も出てきています。

私も、実は先般、ことしの夏には長崎の新しい

干拓地の方も視察に再度行つてきました。大変御

読まれていますけれども、絶対にうまくいきませんよ。

なぜなら、有明海を再生する取り組みは、先ほど申しましたように、特別措置法の中では政府はやると一般的にもうコミットされているんです。それは前提なんです、大前提なんですよ。それに何が基金があるかのとく形をとられても、もうお金の問題じやないんです。

金の問題には、やはり諫早湾干拓を、開門して調査を行う。そのときには、長崎の皆様にも理解をしていただけような、農業とか防災とかそういう面に関して、それこそ基金をつくつてやっていくようなことでもやつていかな

いと、絶対に解決しませんよ。

これは歴代の農水大臣の皆さんにもこの場で私は申し上げてきました。十分な策をとらないといふのは、私は不作為の問題になつてくると思われます。

佐賀県側のスタンスは変わらないといふことです。

これはぜひ、大臣、解決するとして、開門に

向けて、先ほど申しましたような農業基金も含めて別の形をつくつていかなければならぬと改めて申し上げながら、このことは、議論するとしています。

佐賀県側のスタンスは変わらないといふことです。

これはぜひ、大臣、解決するとして、開門に

向けて、先ほど申しました

臣、原告団、弁護団とも時期を設けて会う、ということは考えていただけないでしようか。

○齋藤國務大臣 私が十一月十三日に現地を視察させていただきましたのは、実は、本年八月二十八日に佐賀県知事から現地を視察してほしいといふ御要請があつたことも踏まえ、その後、解散・総選挙とかがございましたし、一旦決めた日取りが、台風の影響で、佐賀県側からの申し出で延期になるというような、そういう御縦縛がありました。が、そういう御要請があつたことも踏まえて、限られた時間の中で、現場の視察を中心にお伺いをしたということになります。

開門問題につきましては、国としては、先ほど
来申し上げておりますように、開門によらない基
金による和解を目指しておるところであります
が、開門を求められている原告・弁護団との意見
交換については、現在進められておる裁判の状況
を見ながら慎重に検討していくかと思つており
ます。

○大串(博)委員 原告団、弁護団と会うというの
は、これまでの大臣も政治判断でやられていたん
ですよ。役人さんはいろいろ言われるかもしけな
いけれども、裁判の状況を見ながら慎重に考えた
いではなくて、大臣の判断で、ここは本当に一定
のきちんとした話し合いをしていかないと、絶対
に解決しないですよ。これを何もしなかつたら、
大臣、不作為の弊を問われますよ。
ぜひ、私もきちんとアシストしますので、原告
団、弁護団としつかり会っていただきたい、話を
していただきたい、そして解決策を探していただき
たい、開門という方向で頑張っていただきたい
ということでお願いしたいと思います。

次の質疑に入らせていただきたいと思います
が、ちょっと順番を変えさせていただいて、大
臣、卸売市場法の方を先に議論させていただきた
いと思います。

この卸売市場法がきちんとワーカーしているからなんですね。それを、今何か、規制改革推進会議の議論のもとで非常に心配な方向にねじ曲げられてしまうのではないかという危機感を私は持っています。

この卸売市場法の、卸売市場の見直しに関しても、今、どういう現状で、どういう方向で、いつまでに何が決まろうとしているのか。どうなっているんですか、大臣。

○齊藤国務大臣 卸売市場法の見直しに関しても、すけれども、最近の食品流通の実情を見ますと、生鮮品のまでの需要は減少する一方、加工食品や外食での需要は拡大をしておりまして、こうした消費者のニーズに対応していくことが求められるということ。それから、需要の多様化に伴い、産直取引や直売所やインターネット通販での購入等の流通チャネルも多様化してきているということが見られます。

卸売市場につきましては、集荷、分荷、価格形成、代金決済等の機能を果たしてきているといふことは、非常に重要な役割を果たしていると言えます。しかし、これらの機能が、これまでの卸売市場法によって保護されてきた結果、競争が弱まっているなど、問題点が指摘されています。そこで、新たな卸売市場法を制定する際には、競争の促進や消費者の権利保護などを考慮する必要があります。

大臣 言われていましたね。私、農水省からも資料をいただきました。これはずっと私も知っていますよ。市場外取引も随分ふえてきています。これはなぜかといふと、今の法体系のもとでも、原則は卸売市場を通じてやるんだ、原則はというふになつていながら、一方でその例外もあるわけですよね。今おつしやつた地方の卸売市場もある。あるいは、例外として市場外で取引できるような仕組みも、今できるわけですね、違法じゃなくできるわけです。そういう中で、消費者のニーズに応じてそついつた市場外の取引もできてきてるんですよ。それで、それは成り立つているわけです。

その中で、そういう市場外取引も行われ、しかし、市場外取引に行かずにあえて卸売市場に残つている物量の流れがある中で、あえて卸売市場で行われている物量の流れのところに、規制緩和でこれをある意味壊してしまつよう法律の改正をなぜしてしまわなきやならないのか、私は全くよ

ただ、新しい動きに対応する、その修正も必要な
んだろうということで、今見直しを、最終検討して
いるところだございます。

○大串(博)委員 今、卸売市場が果たしているい
ろいろな規制の機能もあるとおっしゃいました。
いろいろな諸規制の中で、論点になつていています
いろいろな市場の機能を担保するための仕組みが
あります。それらは基本的に残されていく方向に
なるんでしょうか。例えば受託拒否の禁止とか、
あるいは代金決済ルールの策定とか、差別的取り
扱いの禁止とか、こういった非常に重要な規制は
残されるんでしょうか。

その上で、どうも今の議論を見ていると、規制
改革推進会議は、例えば特に受託拒否の禁止に見
られるような、非常に重要なとずっと言われてき
たこのルールに関しても取つ払おうとばあんと打
ち出されて、それは恐らく大臣も受託拒否の禁止
は大事だとおっしゃるんじやないかなと私は想像
するんですね。それはそれでいいんです。

ことではありますが、昨今では、このような状況変化に対応するために、例えば、中央卸売市場からより規制が緩やかな地方卸売市場へ転換したり、あるいは、卸売業者や仲卸業者が子会社を設立して規制のかからない市場外取引を行なう等、生産者や実需者のニーズに合うような対応がとられてきているわけです。

今回の改革は、このような卸売市場や食品流通をめぐる環境の変化を踏まえまして、今御案内ありましたけれども、生産者にもメリットがあり消費者にもメリットがあるという形で、卸売市場関係者もその役割、機能をより発揮できる流通構造の実現に向けて行なうというのが基本的考え方でありまして、今、具体的結論を得るように検討を進めているところであります。

○大串(博)委員 今の説明を聞いていて、私どもしてそれが、卸売市場法を今巷間言われているようなドラスチックなやり方で規制緩和してしまわなければならぬのか、どうしてもよくわからぬ

くわからないんですね。
今の市場外流通が行われている、これがちゃんと
と行われていれば、それでいいじゃないですか。
あえて卸売市場で取引が行われている、これを欲
している方がいらっしゃるわけです。安心して
ここに出したい、だからあえて卸売市場を使つて
いる方がいらっしゃるわけですよ。それはまさに、
大臣がよくお好みになつて使っていらっしゃる、
生産者や消費者が自分で選好されているから
そうなつてているわけじゃないですか。
それを、あえてなぜ政府の側が法律を、私に言
わせると改悪して、過度な規制緩和を行つて、卸
売市場を壊す必要があるんですか。全く私は理屈
がよくわからないんです。どうでしょうか。
○齋藤国務大臣 まず申し上げたいのは、卸売市
場については、集荷、分荷、価格形成、代金決済
等の機能を果たしておりまして、私は、この卸売
市場の機能そのものが否定されるような、そういう
改革は当然望ましくないと思っておりますが、

卷之三

卷之三

ことありますが、昨今では、このような状況変化に対応するために、例えば、中央卸売市場からより規制が緩やかな地方卸売市場へ転換したり、あるいは、卸売業者や仲卸業者が子会社を設立して規制のかからない市場外取引を行う等、生産者や実需者のニーズに合うような対応がとられてきているわけです。

今回の改革は、このような卸売市場や食品流通をめぐる環境の変化を踏まえまして、今御案内ありましたけれども、生産者にもメリットがあり消費者にもメリットがあるという形で、卸売市場関係者もその役割、機能をより発揮できる流通構造

くわからないんですね。
今の市場外流通が行われている、これがちゃんと
と行われていれば、それでいいじゃないですか。
あえて卸売市場で取引が行われている、これを欲
している方々がいらっしゃるわけです。安心して
ここに出したい、だからあえて卸売市場を使って
いる方がいらっしゃるわけですよ。それはまさ
に、大臣がよくお好みになつて使っていらっしゃ
る、生産者や消費者が自分で選好されているから
そういうなつてているわけじゃないですか。
それを、あえてなぜ政府の側が法律を、私に言
わせると改悪して、過度な規制緩和を行つて、卸

の実現に向けて行うというのが基本的考え方であります。今、具体的結論を得るよう検討を進めているところであります。

○齋藤國務大臣 売市場を壊す必要があるんですか。全く私は理屈がよくわからないんです。どうでしようか。

場については、集荷、分荷、価格形成、代金決済等の機能を果たしておりまして、私は、この卸売市場の機能そのものが否定されるような、そういう改革は当然望ましくないと思っておりますが、

大臣、言われていましたね。私、農水省からも資料をいただきました。これはずっと私も知っていますよ、市場外取引も随分ふえてきています。これはなぜかといふと、今の法体系のもとでも、原則は卸売市場を通じてやるんだ、原則はという事になつていながら、一方でその例外もあるわけですよね。今おつしやった地方の卸売市場もある。あるいは、例外として市場外で取引できるような仕組みも、今できるわけですね、違法じゃなくできるわけです。そういう中で、消費者のニーズに応じてそういうた市場外の取引もできてきているんですよ。それで、それは成り立つてゐるわけです。

その中で、そういう市場外取引も行われ、しかし、市場外取引に行かずにあえて卸売市場に残つてゐる物量の流れがある中で、あえて卸売市場で

ただ、新しい動きに対応する、その修正も必要な
んだろうということで、今見直しを、最終検討し
てあるところでござります。

○大串(博)委員 今、卸売市場が果たしているい
ろいろな規制の機能もあるとおっしゃいました。
いろいろな諸規制の中で、論点になつています
いろいろな市場の機能を担保するための仕組みが
あります。それらは基本的に残されていく方向に
なるんでしょうか。例えば受託拒否の禁止とか、
あるいは代金決済ルールの策定とか、差別的取り
扱いの禁止とか、こういった非常に重要な規制は
残されるんでしょうか。

その上で、どうも今の議論を見ていると、規制
改革推進会議は、例えば特に受託拒否の禁止に見
られるような、非常に重要だとずっと言われてき
たこのルールに関しても取っ払おうとばあんと打
ち出されて、それは恐らく大臣も受託拒否の禁止

行われて いる 物量 の 流れ の とこ ろに、規制緩和でこれを ある 意味 壊し てしま う ような 法律 の 改正をなぜ し まわ なき や なら ない のか、私は 全くよ

は大事だとおっしゃるんじゃないかなと私は想像するんですね。それはそれでいいんです。

制度の根幹である中央卸売市場の認可制ですね。認可制というのはこの制度の根幹ですよ。市場を整備する計画をつくって、それが国との間できちっと話し合われた上で認可を得て、その者が支援も得ながら市場をつくるていく、これは制度の根幹ですよ。

○ 薩摩國務大臣 多くの皆さん気がされていろいろなルールなどの規制を維持していただきたいと思いますし、まさか、いろいろなやりとりの中で、認可制というこの制度の根幹は一つ払つてしまおうとひうぶつに考えていらっしゃるのではないでしょうか。そのあたりのあたりを教えていただきたいと思います。

ます、各種規制の話でありますけれども、差別的取り扱いの禁止や、今ありました受託拒否の禁止、代金決済の確保につきましては、卸売市場の根幹をなす機能として維持を求める意見が大勢であると私どもは認識をいたしております。

また、第三者販売の禁止、それから商物一致の原則等については、卸売市場関係業者の中に、事業継続への懸念の声もある一方で、加工品等の靈

要が拡大している中、加工業者等への原材料供給を円滑に進めるため、また鮮度を保ちつつ消費者に主導権の共治を行おうと、見直しが必要との意見

いを販売の仕組を行なうと、既にした小売の手に見もあるといふに承知をいたしております。いずれにいたしましても、今検討中でありますので、農林水産省としては、食品流通の合理化の方向性とともに、卸売市場に関する規制のあり方について、最終的な詰めをしつかり行つていきたいと思っております。

また、御指摘の認可制のお話であります、相行の卸売市場法では、農林水産大臣が中央卸売市場の開設を認可することにしておりまして、業務の適正、健全な運営を確保できる場合に限り開設を認めるということになつております。

受けなくても卸売市場の開設 자체は可能とした上で、農林水産大臣が一定の要件を満たす卸売市場を認定し、認定を受けた卸売市場のみが中央卸売市場の名称を独占的に使用することとする等により振興を図ろう、そういう性格のものになるのであろうと思います、その判断をする場合はです

ね。
食品流通の多様なチャンネルが存在し、また、
かつての売り手市場の時代とは状況が変化してき

ている中で、厳格な取引規制に服する開設者でなければ開設 자체を認めないと、現行の仕組みを維持すべきかどうかについて、今、今言つた見地から検討を進めているところでございます。

○大串(博)委員 私は、先ほど申しましたように、認可制というのはこの制度の根幹だと思ってるんです。

たように、今でも市場外取引はちゃんと行われて
いるんです。私の知り合いの中でも、市場外取引
に自分の产品を出して、バイヤーさんとの間で厳
しい価格交渉に直面していらっしゃる方はいらっしゃ
いますよ。厳しい交渉だつたと言われます。
でも、その人はそうやって選んでやっているん

ですよ。でも、それは嫌だとおっしゃる方が、自分は卸売市場に持つていくんだ、それでいいと言つて自分で選択してやられているんです。そうやつてちゃんと自分でおのれの選択してやられているんだから、あえて今政府が制度の根幹たる認可制を崩す必要は全くないと思うんです。

よつて、私は、この認可制を崩していくといふのは大反対です。過度な規制緩和以外の何物でもないと思います。やはり、緩めるべき規制は緩めて私はいいと思う。しかし、守るべき規制は守る。まさにつくっている方はちゃんと選びながらやつていまますから。みんなそうですよ。

大臣 現場に行かれてください。本当に人に
よつては、俺はもういい、市場じゃなくていい、
あのバイヤーさんに買ってもらうんだと、がんが

ん全国を回ってやっている方はいらっしゃいます。しかし、私はそうじやない、市場に持つていいきますという方もいらっしゃいます。自分で選んでいらっしゃるんです。別に政府が、あなた、あっちに行きなさいと言う必要なんか全くないんです。

は売り方も考えてもらう、健全な例ですよ。それを、私は、今政府が余計なことをしているなどいふふうに思わざるを得ないものですから、大反対ということは言わせていただきたいというふうに思います。ぜひそういう成果を出していただきたい。

ただきたいと思います。質問時間の割り当ての云々もありました。私は残念ながら事前審査に参加できませんでしたよ、ね、ここでしか言えないんですよ。ここでしか言えないと、野党はちゃんと下さないと申し上げているんです。ぜひ、坂本頭領にもこの彼我

の違いをござんしゃくいただいて、質問時間の件に關してもよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。委員長にもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そのことを強く申し上げた上で、一点だけ、農業政策全体と米政策に關してお願いしたいと思う

きのうもここで議論していく、私は隔世の感を覚えたんですね。米の直接支払交付金、一反当たらり七千五百円、これに関して、これはいい制度だ、これがなくなつた後の予算措置はどうなるんだ、ちゃんと農家の所得に向かうのかと与党の皆

さんも書いてくださいました。民主党のときにつくった戸別所得補償制度です。

な意見があつて、同じ認識を共有してもらっていたら、なると私はつくづく思いました。あの当時はばらまき何とかYとか言われましたけれども、今どなつてはいい制度だと思っていたいたいでいるんだろうなど。高校無償化があわせて、当時、実行してよかつたなど私は今思つているんです。御案内のように、この七千五百円がなくなると

いうことですけれども、七百十四億円、ちゃんと農家の所得に行くんでしようか。政府から聞くと、戦略作物等々への助成も含めて、あるいは収入保険への予算も含めて行きますと言われますけれども、どうも私は心配。農家の所得に行く分といふのは、直接的に言うと、やはり戦略作物への支援の部分だけですよね。

しかし、戦略作物への支援に関して言うと、今まで、これは本当に予算が続くのか、これはまたいつか別の機会でもやらせていただきたいと思いますけれども、私は心配です。でも、きのうから

そこで、そうであれば、あえて私は申し上げますけれども、この経営所得安定対策の中の戦略作物への支援等々の何か三千億円ぐらいいの予算がございまして、議論でいふと、政府側は、しつかりと予算は措置していくべきだとかなり力強くおっしゃいましたね。

保、これはやめたらどうですか。
予算をしつかり確保していくます、単価も維持
しますときのうおっしゃいました。それほど予算
を獲得していくことに対しきちんと考えられる

のであれば、私は二割留保する必要なんてないと思ひますよ。二割留保なんてするから、本当に予算は大丈夫かと皆さん思われるわけですよ。かつて、猫の日農政と言われていたように、先行きが見えなくなつちやうんです。ここはしつかりやるという意味からすると、私は二割留保することはないだと思ひます。ぜひやめていただきたい。あわせて、これまであつた二毛作助成あるいは耕畜連携、こういった予算はしつかり確保していただきたいと思います。

どうも、何かその辺の予算か二書留保になるか、二毛作助成、耕畜連携は何かいつの間にか削除していくわ、そうするから、大丈夫かなとみんな悩むんですよ。だつて、四五%の自給率を達成するとしていくために、飼料用米百十万吨でしよう。相当つくらなきやならないんですよ。みんなどうなるんだろうかと思っているんです。

○斎藤国務大臣 大串委員のような御意見はたゞくさんいただいているところでござりますが、まづ、二割留保の話については、水田活用の直接支払交付金についても、予算額の範囲内で執行することが当然ながら原則ということでありまして、戦略作物の作付が拡大した場合でも、交付金の支払いに支障が生じないようにしなくてはいけないに、今御指摘のようにですね。そのため、産地交付金の二割を留保して四月に一回目の配分を行つた上で、執行の過程で戦略作物助成の超過分がある場合に、当該超過分に対する支払いに留保額を充てて、残余を産地交付金として十月に二回目の配分を行うということをしてきたわけであります。

• 七五 •

い、こういう現状にある以上、産地交付金の留保の運用は継続する必要があると考えております。

一方で、今、二毛作助成のお話がありました。耕畜連携助成についてもよくお話を聞くところでありますけれども、主食用米等の後作、すなわち二毛作で麦などの作物を作付した場合に御支援する二毛作助成や、飼料用米の稲わら利用等畜産業

のインセンティブとなり、かつ農地の集積にもつながる、極めて合理的な政策誘導手段だつたと私は思つてゐるんです。こういつたもの軸に農業政策を展開すべきだと思いますし、こういつた大きな農業政策に関する考え方は今後意見交換させていただきたいたいと思います。

これは政府の方針として進めておられる。我々も大賛成であります。

特に、LCC等が今発達しておりますので、いろいろな空港、地方空港も含めて、二十四時間で観光客の方がおいでになる。そういう意味でも、いわゆるC-I-Qというものの充実が大事だと言われています。それぞれに、Cはカスタム、税関ですね、それから、Iはイミグレーション、出入国管理、それから、Qは農林水産省が所管をしております検疫、クアランティーンであります。

その中で、特に検疫の現場、非常に手薄い体制で一生懸命やつておられる状況なんですねけれども、まず大臣にお聞きしたいんですが、大臣、お忙しい中、御就任されて、検疫の現場を御視察に行かれたことはござりますでしょうか。

○齋藤國務大臣 残念ながら、大臣就任後はまだありませんが、平成二十八年九月、農林水産副大臣として手薄い、内閣官房二科に勤務いたしました。

○岸本委員 質問通告していないんですけれども、磯崎副大臣は、検疫所に行かれたことはありますでしょうか。

○磯崎副大臣 私も、羽田に寄ったときに羽田空港で同様な説明を受けたことがあります。

○岸本委員 同じく、野中政務官にお聞きしま

○野中大臣政務官 八月に就任をさせていたいたいて、九月に行く予定を立てておつたんです。が、御承知のとおり解散・総選挙がございました。

生に今御指摘いただいたので、近いうちに視察に行かせていただきたいと存じます。

大臣も副大臣も現場を見ていただいているので、職員の皆さんの御苦労はお聞きいたいでいると思うんですけども、実際、今言いました税闇あるいはイミグレーションの方も、定員を増加

のであれば、私は二割留保する必要なんてないと思ひますよ。二割留保なんてするから、本当に予算は大丈夫かと皆さん思われるわけですよ。かつて、猫の日農政と言われていたように、先行きが見えなくなつちやうんです。ここはしつかりやるという意味からすると、私は二割留保することはないだと思ひます。ぜひやめていただきたい。あわせて、これまであつた二毛作助成あるいは耕畜連携、こういった予算はしつかり確保していただきたいと思います。

どうも、何かその辺の予算か二書留保になるか、二毛作助成、耕畜連携は何かいつの間にか削除していくわ、そうするから、大丈夫かなとみんな悩むんですよ。だつて、四五%の自給率を達成するとしていくために、飼料用米百十万吨でしよう。相当つくらなきやならないんですよ。みんなどうなるんだろうかと思っているんです。

○斎藤国務大臣 大串委員のような御意見はたゞくさんいただいているところでござりますが、まづ、二割留保の話については、水田活用の直接支払交付金についても、予算額の範囲内で執行することが当然ながら原則ということでありまして、戦略作物の作付が拡大した場合でも、交付金の支払いに支障が生じないようにしなくてはいけないに、今御指摘のようにですね。そのため、産地交付金の二割を留保して四月に一回目の配分を行つた上で、執行の過程で戦略作物助成の超過分がある場合に、当該超過分に対する支払いに留保額を充てて、残余を産地交付金として十月に二回目の配分を行うということをしてきたわけであります。

• 七五 •

い、こういう現状にある以上、産地交付金の留保の運用は継続する必要があると考えております。

一方で、今、二毛作助成のお話がありました。耕畜連携助成についてもよくお話を聞くところでありますけれども、主食用米等の後作、すなわち二毛作で麦などの作物を作付した場合に御支援する二毛作助成や、飼料用米の稲わら利用等畜産業

のインセンティブとなり、かつ農地の集積にもつながる、極めて合理的な政策誘導手段だつたと私は思つてゐるんです。こういつたもの軸に農業政策を展開すべきだと思いますし、こういつた大きな農業政策に関する考え方は今後意見交換させていただきたいたいと思います。

これは政府の方針として進めておられる。我々も大賛成であります。

特に、LCC等が今発達しておりますので、いろいろな空港、地方空港も含めて、二十四時間で観光客の方がおいでになる。そういう意味でも、いわゆるC-I-Qというものの充実が大事だと言われています。それぞれに、Cはカスタム、税関ですね、それから、Iはイミグレーション、出入国管理、それから、Qは農林水産省が所管をしております検疫、クアランティーンであります。

その中で、特に検疫の現場、非常に手薄い体制で一生懸命やつておられる状況なんですねけれども、まず大臣にお聞きしたいんですが、大臣、お忙しい中、御就任されて、検疫の現場を御視察に行かれたことはござりますでしょうか。

○岸本委員 質問通告していないんですけれども、磯崎副大臣は、検疫所に行かれたことはありますでしょうか。

○磯崎副大臣 私も、羽田に寄ったときに羽田空港で同様な説明を受けたことがあります。

○岸本委員 同じく、野中政務官にお聞きしま

○野中大臣政務官 八月に就任をさせていたいたいて、九月に行く予定を立てておつたんです。が、御承知のとおり解散・総選挙がございました。

生に今御指摘いただいたので、近いうちに視察に行かせていただきたいと存じます。

大臣も副大臣も現場を見ていただいているので、職員の皆さんの御苦労はお聞きいたいでいると思うんですけども、実際、今言いました税闇あるいはイミグレーションの方も、定員を増加

六

させるので四苦八苦をされています。

この定員制度というのが本当に、よい面と悪い面と両方ありますて、どうしても現場にしづが寄るというようなところもありますし、現場の中でもいろいろな力関係があつたといいですけれども

ゼロから二名でありますので、離職者としては特に多いとは言えないというふうに考えております。

すが、動物検疫所、植物防疫所とともに定員の増員を図る体制強化を図っている中、理由として、定員増と採用のタイミングにずれがある、年により、年度によりまして退職者の数が変動することによる事情によつて、一時的に定員と実員の差が生

これは、恐らく港が存続する以上そう簡単に検疫所を開じるというわけにはいかぬでしようけれども、同じ、神戸本所なら神戸本所、あるいは名古屋本所なら名古屋本所の中である程度、ビジネスをつらがけておられる方にはどうぞよろしくお申しあげます。

も、その中で、この間検疫の定員は比較的、もちろん現場の感覚からすれば足りないんでしょうけれども、税関なんかと比べても遜色のない程度に、少しずつでありますけれどもふやしていくただいております。これはもう農林水産省当局の御努力に敬意を表したいと思うんですが、それでもなかなか大変であります。

いろいろな心遣いがあると思うんですけれども、大臣、これでおもしろいのは、男の子の方が多いんですね、女の子は割と少ないんですねけれども、どういう思想を持たれますか。

○齋藤国務大臣 非常に慎重に答弁をしないといけないかなと思いますけれども、私自身、実際にやめる方から理由等を直接聞いた経緯がないので、ちょっとコメントは控えさせていただけたらと思います。

○岸本委員 齋藤大臣らしくない御答弁をいたしましたけれども。

じでいること認識をしておるところであります。○岸本委員 それに加えて、それぞれの支所の段階で、結構定員と実員の食い違いというのが差がありますし、あと、定員の増加の度合いもそれぞれまちまちなんですね。

例えば植物でいいますと、羽田に行つていただいたということなんですねけれども、羽田は相当忙しいということで、定員を実員が上回つているような状況で今年度運営をしていただいております。東京支所なんかもそうなんですね、実員が多くてやつてている。そういう中で、それぞれ現場の

○野中大臣政務官　お答えいたします。
先ほども申し上げさせていただきましたが、人
員配置については、人の流れがあるところ、そ
して人の流れがある時間帯に配備をしたといふこと
であります。が、中長期的といふことは、ちよつと
私の方では存じ上げないところであります。

と、新規採用のうち女性が八割なんですね。女性の職場なんですね。実際、動物検疫は女性の比率が何と半分です。植物の方は男性中心の職場でして、二割弱くらいなんですねけれども。こんな中で、女性が中心で動く職場になつています。

それで、いろいろな事情があると思うんですねけれども、現場で定員をふやすことは大事なんですね。でも、一方で、実員、実際どれだけ働いているのかと、いうことも結構大事であります。それ動物も植物も定員は徐々にふやしていくだいいているんですけれども、今年度だけ数字をいたしましたが、これはもう皆さん御承知のように年度の途中ですから、ある意味、実員が少なくなるのは当然といえば当然なんですけれども、それでも、動物検疫所でいいますと二十人近い差があります、定員と実員に。植物検疫ですともっとそれが、母数が多いのですから、大体動物で四百六十人、植物で三百六十人、合計八百六十人です。

ノネーフリの定員相場で九百ノット一タードでござらなんですかれども、三十人からの開きがあるということです。

この実員と定員の差が結構大きいということについて、どういう理由があるのか、どう評価していいのか、政務官にお伺いしたいと思います。

その退職者の採用者に占める割合でございますが、動物検疫所が二・六%、そして植物防疫所が七・六%となつてござります。

○野中大臣政務官 お答えいたします。
近年の訪日外国人旅行者の増加を受けて、先生
御指摘のように、着実に定員の方をふやしてきました
ところであります。
御指摘の定員と実員の乖離ということでありま

○岸本委員 それぞれ港、港の理由があつて、伏木富山はウラジオストクとの間の船がなくなつて、運休しているとか、そういうこともあつてなんです。

○岸本委員　ありがとうございます。
それから、何にしても、大変な物量の増加でありますので、検疫体制をどうやって充実強化するのか。

港、港によって歴史的な流れがあつて、当然ですけれども、例えば閑空のようにどんどん海外からの旅客がふえてくる、LCCも中心ですね。一転、坂出とか、これは港だと思いますし、伏木富山、これも古い伝統のある港ですけれども、こういうところでは定員は減らされています。それはそれぞれの経緯があるんでしようけれども、伏木富山なんかはどうして定員がどんどん減っているのか、政務官 御存じですか。

ているとおっしゃっているので、やむを得ないところもあると思うんですけどね。でも、もう少し効率的にやっていくためには、こういう伝統的な田舎の港の需要の推計とかはある程度できると思いますので、その辺は、たくさん定員をとるのも大事でしようし、中で効率的に業務の割り振りを変えていくようなことをもう少し、長期とは言いませんけれども、中期的に御検討されたらいいかなと思うんですけれども、大臣、どうでしょうか。

伏木富山で人數が減つてゐる現状について、
私、申しわけございませんが承知をしておりませ

○齋藤國務大臣 大変重要な御指摘をいただいて
いると思います。

うことも含めて、実態を精査してみたいなと思つております。

○岸本委員 ありがとうございます。

これは、霞が関全体で気をつけなきやいけないんですけれども、現場と本省の管理職の皆さんとの間の感覚のずれというものが物すごくあるんですよ。これは物すごく感じます。

政治家は現場主義ですから、大体現場現場に行きますので職員の声を生に聞けると思うんですね。けれども、役所の課長補佐とか課長とか、机に座つて想定回答を書いている人はわからないですよ。本当に。想定回答を書いている人は現場はわからない。

だから、大臣、副大臣、政務官、ぜひ現場へ足を運んでいただき、本当にやつていますから、皆さん。

この前、水産庁の質問をしたんですけども、本当に現場の皆さんはやつています。その声を政治家である政務三役がぜひ酌み取つていたとき。その上で、デスクワークしている本省の皆さんにも、しっかりとそつちへ目を向けるといいます。

最後に、大臣、一言お願ひします。

○齊藤国務大臣 役所と国会議員、両方経験している岸本委員の本当に重要な御指摘だと思つてありますので、しっかりと重く受けとめて、対応していきたいと思います。

○岸本委員 これで質問を終わります。大臣、ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 無所属の会の金子恵美でございます。よろしくお願ひいたします。

先週末、地元のJJA福島県青年連盟創立七十周年記念式典に出席させていただきました。そのとき、その式典で御功績がありました元委員長お二人、そしてまた一団体が表彰された、そういう場がありました。その団体は、JAふくしま未来青年連盟そうま地区鹿島支部です。東日本大震災原発事故の後、

二〇一三年度の手づくり看板全国コンクールにおいて、当時は統合前のJAそもそも農青連としてありますけれども、最優秀賞に輝いたことによります。これまで、今回の表彰となりました。

委員の皆様方のお手元にお配りしておりますのが、それがその受賞いたしました看板であります。その作品であります。そこに書かれているのは、「仲間と共に、私は南相馬で農業を続けたい」とあります。仲間とともに、私はここで農業を受けたい、このことです。そのまま地区の口野智由委員長が代表でこの表彰を受けられまして、賞状を受けられました。

受け取られた後、式典の後に、私も直接委員長とお話をさせていただき、当時のことと一緒に振り返させていただきました。

この当時は、避難した方々が半分も戻つていないう状況であった。そして、それでも青年連盟の盟友の方々は、絶対にふるさとの農業を諦めたくない、強い信念を持つて、心を一つにしてこの看板をつくったと述べられていました。ふるさとを愛し、ふるさとの農畜産業を愛し、そして、ふるさとの仲間とともにふるさとを守り続けたい、そういう強い思いです。そういう信念がこの看板をつくったということだとふうに思います。

そして、私は、この看板を見まして、やはり地域を愛しているんだなと思ったのは、実はここに消防団員の方も描かれていました。青年農業者の方々が、やはり仲間と一緒に地域をしっかりと支えていくんだという思いも持つていらつしやる。これは、私は、ある意味農業が多面的機能を持ちながれ、単なる産業ではなくて、地域社会を守つてくことと同じように、その地域のきずなを守っているのと同じように、やはり農業者も、青年農業者の方々も、農業という産業を振興するだけではなくて、仲間と一緒に地域を守り続けていく、そういう活動を示しているものだといふうに思いました。

私は、こういう看板などを皆様にぜひ見ていただきたいというふうに思つております。

だいて、そして、この時期から今に至るまでも、福島県の農業者の方々はいろいろな課題を乗り越えているということを知つていただきたいと思つてあります。

それからもう一つ、いつも御指摘されることでありますけれども、生産から流通、販売に至るまで、あえて資料として出させていただきたいところもあります。

若い漁協組合の青年部の皆さんも同じだというふうに思います。実際にまだ試験操業から脱することはできないけれども、それでも漁業を諦めたくない、そういう思いを持っています。そこで、まず私は大臣にお伺いしたいと思いま

す。

福島の原発事故からの再生をを目指している農林水産業のいろいろな課題、どのように取り組んでいかれるのか、そして、その再生という課題そのものにどのように向き合つていかれるのか、御決意をまずお伺いしたいと思います。

○齊藤国務大臣 今、このポスターを拝見した瞬間に私も実はこの消防のところに目が行きました。あと、その後で目が行つたのは「ふくしまの未来」というのを大事そうに抱えている人、それから赤ちゃんとまで、次の世代までつなげていくぞ、そういうメッセージもこのポスターから受け取つたところであります。

私は、大臣就任直後に、もうとにかく真っ先に被災地を訪問したいということで福島県も訪問いたしました。そのときに痛切に感じましたのは、皆さん、復興に取り組んでおられる方々の本当に強い思いと、同時に、この福島の復旧復興のために、やはり農林水産業がこれからますます頑張らなくちゃいけないんだなという思いを大変強く受けてしまいました。

一層、福島県の農林水産業の再生のために頑張つていかなくちゃいけないと、思つたわけでありますが、具体的には、まずは農業関連インフラの復旧、これもしていくなかなかやいけませんし、機械、施設や畜等の導入もこれから必要になつてくると思います。それから、林業再開に向けた実証事業の実施ですか、今、漁業、試験操業の話がありましたけれども、本格的な操業の再開に向

けた取り組みなど、農林水産業の再開の支援というのが一つ重要なと思っております。

それからもう一つ、いつも御指摘されることでありますけれども、生産から流通、販売に至るまでの総合的な風評対策、これもあわせて取り組んでいかなくちゃいけないと思つております。

被災地の皆さん、気持ちは十分酌み取りながら、単なる復旧にとどまらない、将来を見据えた政長官にも要請してまいりましたけれども、食品の輸入規制、まだまだ撤廃、緩和を積極的にやっていかなくちゃいけないと思っています。これまで二十五カ国で規制撤廃を実現しましたけれども、まだ二十九残つておりますので、これに力を入れていきたいと思っております。

被災地の皆さん、気持ちは十分酌み取りながら、単なる復旧にとどまらない、将来を見据えた福島の復興再生に全力を挙げて取り組んでいきました。私は、本当に強く感じました。そのときに、やはり青年農業者の方々は夢と希望を持つていらつしやるといふことを本当に強く感じ、本当に熱く農業を語つていらつしやる。そして、その中ですばらしい言葉をたくさん私はいただきました。支え合う、地域の中でしっかりと、農業を中心としてすばらしい地域社会をつくるために、支え合う仕組みといふのをつくりたい、そういうふうにおつしやつていただんだ。まず、本当にそれが農業の最も重要なことだというふうに思つております。

そこで、改めて、震災を経験して、今申し上げたように、さらに支え合うということを大切にしたいというその思いから、農業と、そして福島の連携をもっと進めたい、そういうふうにおつしやつてひたすらに思つてきました。それから、林業再開に向けた実証事業の実施ですか、今、漁業、試験操業の話がありましたけれども、本格的な操業の再開に向

実際に、我が国において、とにかく農業、農村の現場といふのは大変厳しくなつてゐる。農業従事者の高齢化が進み、そして農業労働力が極めて減少している状況の中で、耕作放棄地の増加も課題となつてゐる。一方では、例えば障害のある方々にとつては、就業率も低く、雇用の場がなかなかない。福祉的就労といふところにおいても、工賃が少なくて厳しい状況にあるということになります。双方にとって何かいいアイデアはないだらうかといふことで、恐らくこの農業と福祉の連携ということになつてきてゐるのではないかと思ひます。

もちろん、農業といふ厳しい、もしかすると、なかなか、まだまだ課題が多い、そういう産業、これからどうなつていくかわからない、未来がまだ描かれていないかもしない、そういう農業を、障害のある方々といふ、今は社会的弱者になつてしまつてゐるかもしれませんけれども、そういう方々に担つていただこうという単純なことではないと思つてゐます。

やはり、しっかりと生活ができる、そしてその人らしい生き方もできる、全ての人たちがそういう環境にある、そういう社会をつくるために、そしてしかも、農業を中心としてそれを進めるためにはどうしていつたらいいかというお話だというふうに思ひますので、特にまず農業と福祉の連携、この取り組みについてどのように行われているか、お伺いしたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 金子委員と私は、思いは一緒でございまして、障害者あるいは高齢者の方がその持てる能力を発揮して農業活動に取り組む農と福祉の解消はもとより、耕作放棄地の解消や、あるいは障害者や高齢者の方々の働く場の確保など、農業分野と福祉分野の双方にとつてワイン・ワインの取り組みになつていくんだろうと思っておりま

す。

実は先日、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」という政府で行つてゐる取り組みがありまして、これは自分たち持つてゐる宝を生かして地域の活性化につなげていこうという取り組みなんですけれども、福島県の泉崎村の社会福祉法人こころんでは、高齢化によりまして経営を断念した養鶏場の再生ですか、それから、耕作放棄地の再生利用による無農薬、無化学肥料栽培ですか、障害者約百三十人の労働の場を提供してゐるとか、農業生産を担う社会福祉法人のモデルとして活躍されてゐるという事例に、お話を伺うことができまして、ここは、女性や高齢者、障害者が活躍する優良事例として、アクティブラーニングの受賞もされました。

こうひうい取り組みの横展開をぜひ多くの法人でやついていただければいいと思いますし、農林省としても、厚生労働省とも十分連携をとりながら、農業の振興と障害者、高齢者福祉の向上に取り組んでまいりたいと思つております。

○金子（恵）委員 やはり、福祉目的で利用可能な農地についてしっかりと相談をしていけるような窓口を充実させることであるとか、そしてまた、農作業の指導についての支援、福祉目的の農園整備等、そういうものも必要になつてくるといふふうに思ひますので、そういう支える仕組みをしっかりとつくつていただきたいというふうに思ひます。

そして、さらには農業者の方々が理解していないということではなくて、やはり、全国各地、もっと障害のある方々を理解しましようということを国民の皆様に訴えなくてはいけない部分はあるといふうには思ひます。しかし、農福連携をしっかりとやっていくためには、やはり現場で理解してくださる方をふやさなくてはいけないわけです、指導してくださる方をふやしていかなくてはいけないわけですので、こういうところにしっかりと注目して、そしてその対策といふものを進めていかなくてはいけないといふうに思ひます。

今オリンピックの話をしまして、オリンピックに向けてGAPの導入といふものも進められていて、そこまでありますので、そのことについて質問させていただきたいといふうに思います。

私は、必ずしもオリンピック・パラリンピック

場がふえていけばいいといふうに思つてゐるところがありますが、これは少し古い調査で大変申しわけないんですが、北陸農政局が二〇一四年、平成二十六年三月にアンケート調査を行つてゐます。それで、結果だけ申し上げますと、障害者就労に農業が適していると評価した福祉関係者が六割いらっしゃいました。しかし一方で、農業関係者の六割は適していないと言つてゐるんで

す。

ということがあれば、つまりは、福祉関係者の方は、どんどん農業をやつてもらいたい、あるいはそういう場に障害のある方々が就労するといふと思つてゐるけれども、農業関係者の方々の理解といふのは余り深まつてないということではないかと理解されます。

少し前のアンケート調査、そしてまた地域性と

いうのもあるかもしれません。しかし、もしこういう調査を全国各地で行つた場合、万が一同じような結果が出たといふことであれば、せつかく農福連携といふことを、いいことをやろうと農水省さんが言つてゐるとしても、なかなか進まない状況があると思うんです。

私は、これはもしかすると、農業者の方々が理解していないということではなくて、やはり、全国各地、もっと障害のある方々を理解しましようということを国民の皆様に訴えなくてはいけない部分はあるといふうには思ひます。しかし、農福連携をしっかりとやっていくためには、やはり現場で理解してくださる方をふやさなくてはいけないわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 二〇一四年の北陸農政局の調査については、ちょっと今初めて伺つたので、きちんと内容を承知してからコメントすべきかもしれないですが、社会福祉をなさつてゐる方との認識のギャップがあるといふふうに思つてゐます。

私は、必ずしもオリンピック・パラリンピック万歳の人間でもなく、つまりは、復興を進める被災地では人や資材がとられていないか、そういうふうないろいろ課題がありまして、悩ましいと

うのは想像にかたくないところがござります。恐らく、農業に限らず、いろいろな職場でそういうギャップがあるんじゃないかなと推測されるわけでありますけれども、先ほど御紹介したよう

一部が福島でも開催されるということで、一部の人にとっては潤うのではないかということでもあります。でも、私は、一部の人が潤うではなくて、全体のためになるよういろいろな工夫が必要だろうというふうにも思つておりますし、それが、一つは、農業の方々にいかにプラスになっていくかだというふうに思います。

しかし、ここで言えることは、選手村等で出されるものというはとにかくGAPの認証を受けないなくてはいけないということです。国としてはまずこのGAPについてはどういう考え方を持っているのか、お聞かせください。

○齊藤国務大臣 GAPの取り組み及び認証取得の推進は、国産農産物の二〇一〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成、そういう観点からも極めて重要であるというふうに考えております。

このため、農林水産省では、東京大会までを第一期、東京大会後から二〇三〇年までを第二期といたしましてこのGAPの推進をしていきたいと考えております。第一期におきましては、GAPの取り組みについて、平成三十年度中に普及指導員やJA営農指導員を中心とした無償で指導可能な指導員数を全国で千名以上育成確保すること目標にしておりまますし、また、GAP認証の取得については、平成三十一年度末までに平成二十九年四月時点の三倍以上の認証取得、それに加えまして、日本発GAP認証の仕組みが国際承認を得ることということを目標にして、必要な取り組みを推進しているところであります。

そして、第二期におきましては、ほぼ全ての国内の产地で国際水準のGAPが実施されることを目指に取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

こういう考え方のもとで、我が省といたしまし

ては、都道府県等に対する指導員、審査員の育成支援や、団体認証の方の推進によりまして審査コ

ストの削減や認証取得費用への支援等を行つて支援をさせていただいているところであります。

三十年度予算要求におきましても増額をしたいと

いう要求を今してはいるところであります。

今後とも、福島県とよく連携しながら、GAPの推進を図つてまいりたいと思っております。

○金子(恵)委員 実際に、研修の受講料というものが、民間の方が指導員である場合は発生してしまって、二十五万円から三十五万円かかるというふうに農水省としては見積もつて

いることですが、民間の方が指導員である場合の予算を確保していきたいと考えております。

○金子(恵)委員 時間が参りましたから、終わります。

○伊東委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

農林水産委員会で初めて質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊東委員長 次に、田村貴昭君。

○齊藤国務大臣 實は、本年五月十五日に、今御

話しさせていただきたいと思います。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

農林水産委員会で初めて質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

獲得したところであります。大変厳しい交渉ですが、それでも、こういう成果も得ているところでござります。

また、十一月二十四日に改定されました総合的なTPP等関連政策大綱において、チーズの体質強化策など、日・EU・EPAにより必要となる施策が盛り込まれておりますし、これまで行われてきた国際競争力を強化して農林水産業を成長産業とするための体質強化策については、しつかり実績の検証等を踏まえて必要な見直しを行つて、確実に実施していく、また、協定発効に合わせた経営安定対策も講じていく、そういう考え方でござります。

○伊東委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

農林水産委員会で初めて質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊東委員長 次に、田村貴昭君。

○齊藤国務大臣 實は、本年五月十五日に、今御

話しさせていただきたいと思います。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

農林水産委員会で初めて質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

ども工事着手をやつてきたわけでもございませんが、現実にはなかなか難しいという中で、その後の確定判決後に司法判断が重ねられている中で、開門してはならないという判決も出ておる、また、それらについても、あけた場合には間接強制金がかかるといったような状況で、まさに、その開門と開門禁止といった裁判所の相反する判断が現在あるわけでございます。

そういう中で、私どもとして、開門と開門禁止の司法判断の中で膠着した状況を開闢するため、和解により問題の解決を目指すということは、これは法治国家として許されないといったようなことではないというふうに考えております。

○田村貴委員 開門義務を負っているんですよ。

そこをごまかしちゃダメですよ。そこをございましたけれども、先ほど議論もありましたように、佐賀県は反対しているんですよね。そのほかのところでも、もう手を挙げて賛成ではないというふうな状況もあります。

漁民は、有明再生に向けて潮受け堤防の開門を切望しています。

齋藤大臣も、今月十三日の佐賀県での現地視察で、赤潮が広がる海の状況をごらんになつたと思います。そして、ノリの色落ち、魚介類の漁獲減少の話を、説明を受けたというふうに思います。漁民の声も聞かれたと思います。大臣九人にお願いしたけれども何一つ変わっていない、この九人というのは歴代農水大臣のことです。佐賀県有明海漁協鹿島市支所の役員の言葉が報じられていました。

この振興基金百億円で、これらの問題が、長年にわたるこの問題が解決できるというのでしようが、できるというのならば、その根拠を示していくべきだと思います。いかがですか。大臣に聞いているんですよ、大臣に。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

先生御案内とのおり、有明海の状況をよくしていく、環境変化をよくしていくことについて

ます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、いわゆる所有者不明の農地や森林についてお伺いしていただきたいと思います。

昨年来、この委員会ではありませんが、予算委員会で、安全保障上、重要な土地、とか水源だとか、国境離島といった部分の土地が外資に買われているんじやないか、そういういつた部分の規制をぜひお願いしたいというお願いを

してまいりまして、予算委では、総理からも前向きにお話をいただき、先日も自民党の菅原議員が御質問されていて、すばらしい御質問をされておりました。

そして、自民党の方でも、新藤委員長を中心となつて、特命委の方で御検討いただいているといふふうに伺つております。

ぜひとも、この規制の部分、前向きに、なるべく早い形で進めていただきたいというふうに思います。

そうした中で、私この問題、調べていきますと、もちろんそうした枠組みがないことが問題なんですが、同時に、そもそも、日本の土地というのが、誰が持つていてるかすらわからない、とても前時代的な、およそ先進国だとほんどのないよう

な制度になつていてるがゆえに、余計に、もしうまく規制をつくつたとしても、誰が持つてているのかわからなければ、結局、網の目のようになつてしまつて、非常に、実はこれは、安全保障上だけじゃなくて、取引上も、例えば農地、山林もそうだと思います。そうした部分においても、いろいろな、農業にもかかわつてくる重要な部分の一

番根元の部分として、土地の所有者がわからないという問題がござります。

この部分について、特に、農林水産大臣ですで、農地や森林について、所有者不明の土地、非常に多いと思います。話では、東京都の四倍以上の土地が、農地だけでもわからない。全国のほかの土地よりは、もう本当に広い土地がわからない。

ただそれも、わからないのかどうかもわからない、今から調査するという予算要求を法務省が来

ましては、本年八月二十八日に佐賀県知事から現地視察の要請があつたことも踏まえて、限られた時間の中で、現場の視察を中心にお邪魔をさせていただいたものであります。

開門問題につきましては、国としては、開門による和解をめざしているところであります。

あるいは基金による和解を目指しているところであります。開門を求める原告、弁護団との意見交換につきましては、現在進められている裁判の状況を見ながら、慎重に検討してまいりたいと思つております。

○田村貴委員 和解というのは、利害関係者の意見を聞くということじやないですか。

そして、確定判決で、勝訴原告の人たちの意見を聞くなどいうことはじやないですか。

○田村貴委員 和解とは、利害関係者の意見を聞くなどいうことはじやないですか。

そして、確定判決で、勝訴原告の人たちの意見を聞くなどいうことはじやないですか。

○伊東委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 丸山穂高でござります。

私が最も最後、十五分間、質疑させていただき

年度されるということですけれども、そうした中において、非常に私は危惧しておりますけれども、大臣、同様の認識でしょうか。認識と、そして対応をお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 農地や森林の所有者不明問題というものは大変重要な問題だと認識しておりますし、これからますます重要なになっていくんだろうな、そういう問題だと認識しております。

現在、農地及び森林につきましては、相続をされても登記がされないか、またはそのおそれのあるものなどが相当数存在しております。このことが、担い手への農地利用の集積、集約化や林業施設の集約化を図る上での支障になつてゐるといふ認識をしております。

このため、所有者不明の農地につきましては、登記がされていない場合でも、農地について固定資産税等を支払うなど事実上の管理を行つてゐる方の判断によりまして、農地の貸し付けを可能とする、その場合の利用権の設定期間を長期化するといった方向で、次期通常国会に関連法案を提出することを今検討してゐるところであります。

また、森林につきましては、森林所有者の經營管理権限を、市町村を介して、意欲と能力のある林業経営者に集積、集約化する仕組みを今検討しております。今まで、この仕組みの中で、一部の所有者が不明の共有林につきましては、より簡素な手続で市町村が森林の經營管理ができる権利を取得できることにするといつた方向で、これもまた次期通常国会に関連法案を提出することを検討している、そういう現状でございます。

○丸山委員 農水省さんは、実はこの分野、進んでいた私には思つてしまして、ただ、進んでいるといつても、本当にやらなきやいけない部分の一%、二%、ほかよりは進んでいるというのが私の認識なんですが、でも、これは本当に、先ほど根本的な部分の相続の話をされましたけれども、相続のときの登記、今義務化されていませんけれども、根本的に考えれば、義務化だと、今、土地台帳も、いろいろな台帳があり過ぎて、ぱらぱら

わからない。これを一元化していつたり、もつといけば、死亡届を出したときに、今、市町村に出すときに、一応説明されるところはあるんですけれども、別にこれは一〇〇%説明されるわけでも、義務でもない。こうした中で、やはり、死亡届を出したときに、きちんとそれを説明するだけでも大分変わつてくると思います。

こうした根本的な部分の改革をしないと、農地も、森林も、それだけじゃない、日本の国土がどんどんどんどん荒廃していく、ひいては、外国が続いてしまいます。これは、農林水産大臣といふよりは、政治家齋藤議員にお伺いをしたいんです。政治家齋藤議員として、この問題は非常に大事な問題だと思うんですけども、ぜひ、内閣で旗を振つて取り組んでいただきたいんです。齋藤大臣、どうでしようか。

○齋藤国務大臣 私は、この問題はこれからますます、死亡の際の届け出が行われるとときに、登記が行われないという事態がこれからさらに増加をしていくんじゃないかという心配をしておりまます。

私としては、これは何とかしていかなくちゃいけないと思つておりますが、残念ながら、私の権限の範囲にはございませんので、本件については、国土交通省、法務省といい連携を組みながら、何ができるかぎつちり検討していきたいと思っています。

私は、ちゃんと審議会を立ち上げて、まず検討しますといふ回答が返つてくるんですねけれども、では、それは、まず検討するかどうかの結果がいつ出るんですかといつたら、一九年に出ますと。一九年に出て、そこから法律をつくつて変えていたら、どれだけ先になるんだというのが今の現状です。ぜひこれは、本当に政治のリーダーシップが必要だと思いますので、リーダーシップをついていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、もう一つ、次の話題に

増しているのが、北朝鮮の漁船が日本に漂着しているということでございます。

これは、そもそも根本的部分に、日本海、いわゆる大和堆というところで北朝鮮の漁船が違法に操業しているという現状があつて、そうした中でこうした漂着がされているんだというのが恐らく後ろの部分だと思うんですけども、これについて、まず農水省として、見解と、そして対応を何かされているのか、そういう部分、お答えいただけますでしょうか。

○齋藤国務大臣 今委員御指摘の大和堆周辺の我が国排他的經濟水域における北朝鮮漁船等による操業は、違法であるのみならず、我が國漁業者の安全操業の妨げにもなつており、極めて問題だというふうに認識をしております。

このため、我が國漁業者が安全に操業できる状況を確保するということを第一に、海上保安庁と連携しつつ、漁業取り締まり船を大和堆周辺に重点配備をいたしまして、厳しい対応をとることによりまして、我が国排他的經濟水域から今退去をさせているという現状にござります。

このような外國漁船による違法操業には、毅然として対応してまいりたいと考えております。

○丸山委員 これは、法務省さんに聞くと、では、ちゃんと審議会を立ち上げて、まず検討しますといふ回答が返つてくるんですねけれども、それは、例えば天然痘のウイルスに感染している議員が、例えば天然痘のウイルスに感染している人がいるかどうか。そして、例えば何かしらそういう方が来る。きょう參議院のところで拝見してなるほどと思つたんですけども、自民党の青山議員が、例えば天然痘のウイルスに感染しているような、来たときに、その感染をとめるようなすべてがないんじやないかという指摘もありました。

非常に国民の皆さんから見たら不安な点が多いと思うんですけども、また漁業関係の方も不安が多いと思うんですけども、こうした部分の注意喚起も含めて、漁業への影響や注意喚起について何かしら農水省として見解をお持ちかども、事務方でも構いませんけれども、お答えいた

だけですか。

○長谷政府参考人 お答えいたします。

我が國漁業への影響という観点でお答えさせていただきます。

問題となつております大和堆周辺水域では、イカ釣り漁業、冲合底びき網漁業、そしてベニズワガニ漁業が操業しております。大和堆周辺水域における北朝鮮漁船の操業によりまして、漁場での競合、あるいは資源への悪影響等の不満あるいは懸念が生じてゐるということでありまして、漁業者からは水産庁漁業取り締まり船による強力な取り締まりを実施するよう要請を受けているところでございまして、それを受けまして、先ほど大臣から申し上げましたとおり、海上保安庁と連携しつつ、漁業取り締まり船、重点配備をして対応しているところでございます。

○丸山委員 これはぜひ検討をお願いしたいことがあります。

というのは、今回は違いますけれども、ことしの七月に、水産庁の漁業取り締まり船に対して、北朝鮮船籍と見られる船が銃口を向けたという報道がされている、それは事実だと思います。そして、うなずいてくださっていますけれども、北朝鮮に對して、北京の日本大使館を通じて向こうに抗議をしたことなんですねけれども、私は懸念しているのは、尖閣と同じ状況になりかねないなとすごく思つていて、尖閣だって、中国が来て違法に操業する中で、どんどんどんどん地元の漁船の皆さん、漁業関係者の皆さんのが追い出されていく。そうした中で、結局そこでの水産資源を、日本のEEZであるにもかかわらず、それなりにこの大和堆だつて、日本のEEZ内でそうした違法な船が操業している。しかも、北朝鮮の漁船は全て軍籍に、軍属に屬しているので、どういう行動をとるかわからないという中で、私、水産庁のいわゆる取り締まり船に乗られている漁業監督官の方々に本当に敬意を表したいと思いますし、本当に危険な現場で働くかれてるわけです。でも、この取り締まり官の方々は、調べていく

と、びっくりしたんですねけれども、武器の携帯ができないんです。手鎧と警棒、これぐらいのレベルしかできないんです。でも、法律上は一応、特別司法警察職員なんですよ。警察なんですねけれども、向こうが銃を向けてきたらもう逃げるしかな
い、退避行動をとるしかない。こんな状況で、私がトップだったら、出ていけと言えないですよ。日本の海を、漁業を守つてくださいと言えないです。

だからこそ、今こういう状況になつてきて、あの海域を守るためにも、何より必死に働くべきださつている現場の方を守るためにも、この辺の武器の携帯のあり方、今こそ見直さないと、今幸い殉職の方はいらっしゃらないと聞いたんですけども、そうした中で万が一あつたら、それは取り返しがつかないんです。

そういう意味で、この点、大臣、これも政治のリーダーシップだと思うんですけれども、ぜひ検討、構いません、今すぐやりますと言うのは難しいのかもしれません、ぜひこうした武器の携帯も含めて検討をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○齊藤国務大臣 御指摘、本当にありがとうございます。

きのうも、参議院の予算委員会で私の方から答弁をさせていただいているんですが、外国漁船の操業が広域化する中で、増加する取り締まり要請に対応するために、水産庁もこれまで取り締まり船の増隻、大型化、装備の充実などを図つてきてはいるんですけども、これとともに、今後より一層の漁業取り締まり体制の強化について検討しているみたいと思っております。

○丸山委員 それは、武器の携帯も含めて、身を守る、もしくは取り締まりの円滑化を図るために、もちろん今私が指摘したような武器の検討も入つてゐるということでよろしいですか。
○齊藤国務大臣 それも含めて検討していくたいと思つております。

○丸山委員 ゼひともよろしくお願いを申し上げ

ます。本当に、現場での御苦労を思いますと頭が下がる思いでございます。人員の確保と予算と、また武器の規制の緩和、いろいろやるべきことがあります。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうしても聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

ギャンブル依存症の話もずっと先国会からやらせていただきて、政府の方で対応を練つていると思うんですけども、競馬もやはり、パチンコほどではないという数ではパチンコが圧倒的だというデータが出ていますが、しかし、競馬で依存症になられるという方もいらっしゃいます。そうした部分について、農水省として、依存症患者の数を把握されていたら、何かこの依存症対策についてされているのがどうか、お伺いできます

○枝元政府参考人 対応状況の数字がござりますので、私の方から御説明させていただきます。

まず、ギャンブル等依存症の実態の方がござりますけれども、国立研究開発法人の日本医療研究開発機構が全国調査を実施いたしました、本年の九月中に中間取りまとめを行いました。

今、先生からも御指摘がございましたけれども、過去一年内にギャンブル等依存症が疑われる者の割合が全体の〇・八%、パチンコ、パチスロに最もお金を使つた者の割合が全体の〇・七%と推計されておりませんけれども、この中間取りまとめでは競馬については言及されません。

来年の五月に詳細な分析結果が示されるということになつておりますので、その中で、競馬を含みますギャンブル等に起因した依存症の実態も明らかになるのではないかというふうにまず考えてございます。

あと、対策の方でござりますけれども、非常に重要な課題でございまして、積極的に推進の多様化等に伴い、平成二十三年度には平成三年度のピーク時に比べ売り上げが約三分の一の水準

しているところでございます。

本年の八月二十九日にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議におきまして決定されました「ギャンブル等依存症対策の強化について」に基づきまして、幾つか申し上げますと、まず、JRA等の主催者によります相談窓口の設置また周知を

ます。また、ネット投票をおきます本人申告によるアクセス制限、これはこれまでに、中央競馬で八名に制限措置を適用いたしました。また、競馬場とか場外の設備の全てのATMのキャッシュング機能を廃止するということで、これは順次今廃止し

て、来年の三月までに全廃の予定でございます。これら対策を順次実施しておりますけれども、今後も必要な対策をできるものから実施していきたい、そういうふうに考えてございます。

○丸山委員 時間が来ましたので終わりますが、しっかりとやつていただきたいですし、もし機会をいただけるなら、続きをお聞きしていただきたいと思

います。

御清聴ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、内閣提出、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣齊藤健君。

競馬法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○齊藤国務大臣 競馬法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

我が国の地方競馬は、景気の低迷、趣味や娯楽

にまで減少するなど、地方競馬主催者の多くは事業収支が厳しい状況となつています。

このため、全ての地方競馬主催者が共同で、地方競馬全国協会からの補助を受けながら、投票集計システムの共通化、重複開催の減少、中央競馬との勝馬投票券の相互販売等を内容とする地方競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんであります。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうしても聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうしても聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうでも聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうでも聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうでも聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

競馬法が、次、恐らくお経読みが入ると思うんですが、少し、うちの時間が、私がもらえる時間というものが今回十五分ということでございます。

最後に、どうでも聞いておきたかった競馬法についてお伺いしたいと思います。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律

競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号)の一部
を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成二十九年度」を「平成
三十一年度」に改め、同条第二項中「平成二十九事
業年度」を「平成三十一年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支
の状況に鑑み、地方競馬の振興等を図るため、地
方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措
置の期限延長を行う必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

平成二十九年十二月十三日印刷

平成二十九年十二月十四日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

K